

大和郡山市における観光案内看板情報更新に関する

業務委託仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案審査後、大和郡山市（以下、本市という）は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は契約を締結する。

1. 委託業務名

大和郡山市における観光案内看板情報更新に関する業務委託

2. 契約期間

契約締結日から令和8年1月21日（予定）

ただし、作業日に関しては事前に本市と協議を行い決定する。

3. 業務目的

2026年において当市では今後多くの観光客が来訪されることが予想される。これら観光客に対しては徒歩での周遊を促すことが「当市での滞在時間の増加」「本市城下町に対する理解の深化」「自家用車が多数来訪することによる発生する交通渋滞などオーバーツーリズム状態の解消」などに資すると考えられる。他方、本市城下町エリアでの観光案内看板は老朽化や多言語化の遅れが見られ、先述の目的を達成するに十分な状態とは言い難い。そこで、城下町エリアの観光案内看板を中心に情報の更新を行うことで、観光客での徒歩での周遊の促進につなげ、またスムーズな観光による満足度の向上を目指すものである。

4. 委託業務の概要

本市城下町エリアの観光案内看板情報更新に関する業務一式

なお、看板情報更新が必要となる看板は別紙1の通りとする。

（1）プランの検討

ア 看板デザインの作成、作業計画の策定など

イ その他本工事を実施するうえで必要な関連業務

（2）改修工事

ア 看板等の改修工事の施工

イ 工事に必要な許認可等の手続き（関係機関との協議及び申請の手続き）

ウ その他本業務を実施するうえで必要な関連業務

5. 業務内容の詳細・補足事項

- (1) 情報更新の対象となる観光案内看板の一覧は別紙1の通りである。提案にあたっては別紙1の改修範囲や目的に沿った修正案・看板デザイン等の提案を行うこと。特に全部貼替を要する看板と一部修正のみで済む看板の違いに留意すること。また、各看板の現状については別紙3を参照の上、現地確認を行うこと。
- (2) 情報更新の対象となる観光案内看板の位置は別紙2の通りである。
- (3) 全部貼替の対象となる看板のデザインに際しては、本市作成の観光マップ「やまとおりのやま観光マップ」（別紙4を参照）の市内地図を基調とするか、もしくはオリジナルデザインによるマップを作成すること。この際「やまとおりのやま観光マップ」のデザインはイラストレーター形式でデータ提供を行う。なお、いずれの場合も徒歩の周遊を行う観光客が視認しやすいようなデザインとすること。
- (4) 多言語化を実施する看板に対しては、看板全体のデザインに留意しつつ、主だった施設や地名などの多言語化を実施すること。実施にあたっては本市と協議の上行うものとする。なお、多言語化は基本的に英語を用いる。可能な場合は中国語（簡体字）と韓国語を用いて行う。
- (5) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。なお、その範囲は本使用に関する許諾についてのみとする。
- (6) 看板更新の施工にかかる原材料や工法等については、本市と協議の上決定するものとする。ただし、提案にあたっては費用の範囲内で事業目的を最大限達成することのできる原材料や工法等を提案すること。

6. 工期

本事業の工期は実施要領に記載のとおりとする。なお、施工者が不可抗力又は施工者の責めに帰することのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を請求した場合は、延長期間を含め本市と施工者が協議して決定するものとする。

(1) 基本的な考え方

ア 建設工事請負契約書に定められた各業務は、本市が実施することとしている業務を除き、施工者の責任において実施すること。

イ 建設業務にあたり必要な関係諸官庁との協議において、施工者に起因する遅延については、施工者の責めとする。

(2) 業務遂行上の留意点

ア 関連法令を遵守し、関連要綱、各種基準等を参照して適切な設置工事計画を策定すること。

イ 騒音、悪臭、公害、粉塵発生、交通渋滞その他建設工事による近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を実施すること。

ウ 設置工事に伴う影響（特に車両の交通障害、騒音、振動）を最小限に抑えるための工夫を行うこと。

7. 業務上の留意事項

- (1) 本仕様書は、「大和郡山市における観光案内看板情報更新に関する業務委託」プロポーザルに適用する。
- (2) 本業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受託者の負担とする。
- (3) 本仕様書は公募型プロポーザル実施用のものであり、契約締結時は契約候補者との協議の内容をふまえ、修正することがある。
- (4) その他本業務を実施するにあたり疑義が生じた場合は本市産業振興部地域振興課観光戦略室と協議するものとする。

8. 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

- (1) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で参加者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (6) 天災地変、感染症の流行、その他不可抗力の事由に基づき、本市の判断により、業務の一部または全部を実施しない場合、本市、受託者の双方で協議のうえ、出来高に基づいて支払額を決めるものとする。支払いに係る出来高の確定に当たっては、受託者が出来高の証明を行うこととする。
- (7) 本市が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく本市と協議を行うものとする。